

福岡地方最低賃金審議会議事録

第1回福岡地方最低賃金審議会

1 日 時： 令和2年6月30日（火） 13:30～15:15

2 会 場： 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者： 【公益代表委員】 5人（定数5人）

　　有田 謙司（会長）

　　高田 亜朱華

　　富山 敦

　　濱崎 錄

　　丸谷 浩介

【労働者代表委員】 3人（定数5人）

　　河村 敏昭

　　小陳 武志

　　浜田 紀子

【使用者代表委員】 5人（定数5人）

　　有馬 紀顕

　　今村 修二

　　工藤 洋子

　　境 正義

　　吉岡 秀樹

【福岡労働局】 伊藤 労働局長

　　松田 労働基準部長

　　長野 賃金室長 ほか

4 主要議題

- (1) 運営小委員会について
- (2) 福岡県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (3) 福岡県最低賃金専門部会について
- (4) 令和2年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）について
- (5) 令和2年の経済・雇用情勢等について
- (6) その他

5 審議内容

室長補佐

定刻になりましたので、令和2年度第1回福岡地方最低賃金審議会の開催となります。開催前に事務局から、事務連絡をさせていただきたいと思います。

連絡の内容は、今年度の最低賃金審議会において、コロナウイルス感染防止対策でのお願いを申し上げるものです。

審議会委員の国家公務員としての法的な身分・地位については「国家公務員〔一般職〕に属する諮問的な非常勤職員」の職にあるとされており、現在、厚生労働省では「厚生労働省職員用『感染予防7箇条』」に即した感染防止の諸対策に全国で取り組んでいるところでございます。

つきましては、この最低賃金審議会の場においても、所要の感染防止対策を同様に講じる必要があると、事務局としては考えております。したがいまして、これら諸対策を受け、会場外での消毒液の設置、着席に出来る限り間隔を空けること、マイクを使用するごとに消毒を行うことなどによって会場内の環境を保持すると共に、事務局でただ今配布しておりますマスク、あるいは御持参されておられるマスクを委員の皆様に確実に着用していただくことをお願いするものです。

また、本日の所要の対策以外にも講じる必要があるものがあれば、後の議題内において率直な御発言等をいただければと思っております。これについて、冒頭、委員の皆様に切にお願いし、御共有をいただきたく、お願い申し上げます。

では、引き続きまして、審議会の進行を有田会長にお願いさせていただきます。

会長

それでは、ただ今から令和2年度第1回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

それでは、会を進めて参りたいと思います。

まず、最初に、第51期福岡地方最低賃金審議会労働者代表委員2名の交代が昨年度の秋以降になされておりましたが、コロナウイルス感染の影響を受けまして、当時は緊急事態宣言前のことでしたが、3月17日に予定しておりました第7回審議会の審議が中止となった関係から、新しい委員のお二方につきまして、審議会の場においては御紹介ができておりません。したがいまして、本日は、改めてお二方の御紹介を事務局からお願いしたいと思います。

室長補佐

それでは、新しい委員の方を御紹介いたします。

まず、労働者代表委員に御就任されました

小陳 武志（こじん たけし）委員でございます。

小陳委員

(挨拶)

室長補佐 続きまして、同じく労働者代表委員に御就任されました
浜田 紀子（はまだ のりこ）委員でございます。

浜田委員 (挨拶)

室長補佐 なお、第51期最低賃金審議会の現行における委員の皆様は資料No.1の名簿のとおりとなりますので、念のため、御確認ください。

会長 ありがとうございました。

小陳委員、浜田委員の両名に置かれましては、第51期委員の後任として、今年度の審議につき、よろしくお願ひいたします。

本日は、本年度最初の審議会でございますので、開催に当たり、伊藤福岡労働局長からの御挨拶をお願いします。

局長 (挨拶)

会長 ありがとうございました。

事務局におきまして、4月に人事異動がお二人あったとのことですので、それぞれ御挨拶をお願いします。

室長補佐 (挨拶)

賃金指導官 (挨拶)

会長 ありがとうございました。
これからよろしくお願ひします。

本日は、労働者代表委員の 後藤 委員、野中 委員が御欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数は満たしておりますので、本審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

本日の議事録の署名は

労働者代表委員 小陳委員

使用者代表委員 有馬委員

にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

小陳委員
有馬委員 (承諾)

会長 それでは、議事に入ります。

(1) の「運営小委員会について」です。

運営小委員会の委員につきましては、運営規程の第3条により、会長が指名することになっています。そこで、昨年7月10日に開催しました、令和元年度第1回福岡地方最低賃金審議会におきまして、第51期運営小委員会は、既に設置しておりますので、後任の方を含め、昨年度に引き続いて、御就任をお願いしたいと思います。

それでは、昨年度の委員構成を踏襲しまして、

公益代表委員には、富山委員、高田委員、私、有田

労働者代表委員には、小陳委員、河村委員、浜田委員

使用者代表委員には、有馬委員、境委員、吉岡委員

にそれぞれお願ひいたします。

また、委員長には公益代表委員から富山委員に引き続きお願いをし、委員長代行には、私、有田が続けて就任をいたします。

今年度も以上申しました委員による運営にて、どうぞよろしくお願ひいたします。なお、委員名簿については、事務局で作成したものを後ほど配布してください。

それでは、議事(2)の「福岡県最低賃金の改正決定について(諮問)」でございます。

局長からお願ひします。

局長 (会長あて諮問文交付)

事務局 (諮問文(写)を配付)

会長 ただ今、局長から諮問を受けましたので、事務局から諮問文を読み上げてください。

賃金指導官 (諮問文朗読)

会長 委員の皆様には、コロナウイルス対応でマスクをしての御審議ということで、例年にない御苦労をおかけすることになろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

さて、ただ今諮問を受けましたので、これから先、具体的な審議を始めていくことになりますが、ここで私から審議会の審議につきまして、最初に御確認させていただきたいことがございます。

最低賃金審議会の公開のこととでございます。

福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条では、原則として、会議を公開すると

されていますが、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができます」との規定もなされております。

そこで、福岡地方最低賃金審議会における「金額審議」につきましては、今年度の審議は、とりわけ、労使双方が率直な意見交換を要することが想定され、そうした中で、個人に関する情報を保護する必要性を認めること、また、例年に増して、公益委員の中立性が担保されるべきといった判断から、審議会運営規程第6条に基づき、非公開とするのが妥当と考えますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは、福岡地方最低賃金審議会の「金額審議」につきましては、非公開といたします。

次に、議事(3)の「福岡県最低賃金専門部会について」でございますが、最低賃金法第25条第2項には、「最低賃金審議会が最低賃金の決定又は改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならぬ。」と規定されております。

先ほど局長から最低賃金の改定決定について、諮問を受けましたので、専門部会委員を選出し、専門部会を設置することとなります。

専門部会の部会委員の選出手続きについて、事務局から説明をお願いします。

賃 金 指 導 官

(専門部会委員の選出手手続きについて説明)

会 長

ただ今の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

各 委 員

(な し)

会 長

それでは、専門部会委員の選出につきましては、ただ今説明した手続きで行うことといたします。

次に、議事(4)「令和2年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃 金 指 導 官

[資料No.3 令和2年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)]

【福岡県最低賃金改定決定審議】

に基づき説明。

会長 ただ今の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

各委員 (なし)

会長 それでは、この案により実施することといたします。

次に、議事（5）の「令和2年の経済・雇用情勢等について」ですが、今後の審議に当たり、最低賃金決定要素について関係資料が用意されておりますので、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 別冊I資料No.1 福岡県最低賃金改正の推移(福岡労働局)

別冊I資料No.2 働き方改革実行計画

平成29年3月28日働き方改革実現会議決定

《関係部分抜粋》

に基づき説明。

賃金指導官 別冊II資料No.1-1 1世帯当たり1か月間の収入と支出

【勤労者世帯】の推移(総務省)

別冊II資料No.1-2 福岡市・北九州市の消費者物価指数

【過去1年間の動き】(総務省)

別冊II資料No.1-4 世帯別標準生計費の推移【全国・福岡】

(人事院・人事委員会)

別冊II資料No.2-1 令和2年春季賃上げ妥結状況(厚生労働省)

別冊II資料No.2-2 定昇込み平均賃上げ方式【回答妥結集計】(連合福岡)

別冊II資料No.2-3 2020年春季労使交渉・賃金改定回答一覧

(福岡県経営者協会)

別冊II資料No.2-4 地域別最低賃金と賃金水準との関係(厚生労働省)

別冊II資料No.2-5 一般労働者とパート労働者との賃金比較(厚生労働省)

別冊II資料No.2-6 新規学卒者の初任給(厚生労働省・福岡県)

別冊II資料No.2-7 福岡県内公共職業安定所別求人平均賃金状況

(福岡労働局)

別冊II資料No.2-8 給与階級別分布(国税庁)

に基づき説明。

賃金室長 別冊II資料No.3-1 県内経済の動向【令和2年5月】(福岡県)

別冊II資料No.3-2 法人企業景気予測調査【令和2年4~6月期】

(財務省福岡財務支局)

別冊Ⅱ資料 No. 3-3 九州・沖縄「企業短期経済観測調査」【2020年3月】

(日本銀行福岡支店)

別冊Ⅱ資料 No. 3-4 九州・沖縄の金融経済概況【2020年5月】

(日本銀行福岡支店)

別冊Ⅱ資料 No. 3-5 月例経済報告【令和2年5月】(内閣府)

別冊Ⅱ資料 No. 4 雇用失業情勢主要指標【福岡県】(福岡労働局)

別冊Ⅱ資料 No. 5 企業倒産状況【全国・福岡】(株)東京商工リサーチ

別冊Ⅱ資料 No. 6 休廃業・解散の動向【全国・九州沖縄・福岡県】

(株)帝国データバンク)

別冊Ⅱ資料 No. 7 最低賃金の履行確保のための監督実施結果

(福岡労働局)

に基づき説明。

会長 ただ今の説明について、御質問等はございませんか。

浜田委員 説明の内容についての確認だけなわけですけれど、資料No.2-8の給与階級別分布のところで、翌年の11月に公表という御説明だったかと思いますけれど、平成30年の数字は平成31年の11月に公表された分ということでおろしいでしょうか。

賃金指導官 そうです。

浜田委員 すみません。その確認だけです。

会長 その他は、何かございませんか。

各委員 (なし)

会長 審議の中で、色々確認していただければと思います。
それでは、議事(6)の「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 [資料No.4 最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況
実地調査について
資料No.5 第56回中央最低賃金審議会における審議等の状況
に基づき説明。]

賃金指導官

(関係労使の意見聴取の公示及び締切日等説明)

会長 ただ今の説明について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

有馬委員 御説明ありがとうございました。

当然に検討されていると思いますが、先程の資料No.4の中小企業への支援事業実施状況ということで、昨年までの分がありました、今年度におきましても、様々な支援事業をお考えのことだと思いますけれども、過去の状況を考えますと、色々な改善助成金やキャリアアップ助成金の基準数値の見直しというのを、出来ましたら早めに、基準数値がそのままというのは如何なものかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

会長 何か回答することはございますか。

賃金室長 御意見ありがとうございました。

今の御意見を本省の方に伝えさせていただきたいと思います。

会長 その他は、何かございませんか。

各委員 (なし)

会長 事務局から続けて補足説明等はございますか。

賃金室長 私から2点ございます。

まず1点目ですが、昨年度の3月17日に第7回最低賃金審議会が開催予定になっておりましたけれど、コロナウイルスの感染拡大に伴いまして中止にさせていただいております。その場で、2月に労働者側から令和2年度福岡県最特定低賃金の改正意向表明がございました、第7回本審で審議をさせていただくということにしておりましたけれど、叶いませんでした。

その後に、私を含めて事務局サイドで各委員のところにお伺いいたしまして、第7回の本審時に議論するべき内容を御説明し、その中には、今申し上げました特定最低賃金の改正意向表明についても、資料をお渡ししながら御説明申し上げたところでございます。

今回は、今年度の第1回目の審議会ということもございまして、念のため、福岡県特定最低賃金の5業種全てにおいて、労働者側から改正意向表明が行われたことを改めてお伝えしておきたいと思います。

会長 ただ今の1点目の説明について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

各委員 (なし)

会長 それでは、引き続き2点目の説明をお願いします。

賃金室長 2点目は、審議会の運営に当たってのコロナウイルス感染防止対策に関する御質問や御意見についてです。

本日は、入室時の消毒、マスクの着用、それからお配りしておりませんけれど、フェイスシールドの準備もしております。

しかしながら、冒頭、事務局からお伝えしたように十分な間隔をとれる会議室の準備ができなかったということがございました。次回以降はアクリル板を設置するなどの対応も考えております。これらを含めまして、会場等の環境保持をはじめとした諸対策にかかわって、何かお気づきの点がございましたら御意見を頂戴したいと思います。

工藤委員 換気というのであれば、出入り口を30分に1回位開けていただければと思います。審議の内容を聞かれてはいけないということもあるかもしれません。

賃金室長 本日、予定といたしましては、こちらの窓を30分に1回開けようとしたのですけれども、しばらく開けているとエアコンが全く効かなくなり、今以上に暑い状況になっていたものですから、履行出来なかったのですけれども、それを含めまして検討させていただきたいと思います。

会長 今日はこの部屋でやむを得ないのかもしれないのですけれど、傍聴されている方の距離が近くなっているので、少しその辺も御配慮いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

物理的なスペースの問題もありますので、多分、他の会議との兼ね合いもあるのでしょうかけれど、是非、よろしくお願ひします。

賃金室長 次回以降の会議室は確保しているのですけれど、十分な間隔の取れない会議室につきましては、外部会場も想定して検討させていただきたいと思っております。

会長 よろしくお願ひします。
その他は、何かございませんか。

各委員 (なし)

会長 無ければ、これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。
お疲れさまでした。

署名

公益代表委員

内田謙司

労働者代表委員

小陳武志

使用者代表委員

原馬紀頃